

議案第 1 1 1 号

関市防災会議に関する条例及び関市災害対策本部に関する条例の一部改正
について

関市防災会議に関する条例及び関市災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 4 年 9 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

災害対策基本法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市防災会議に関する条例及び関市災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例

(関市防災会議に関する条例の一部改正)

第1条 関市防災会議に関する条例（昭和37年関市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

第4条第4項中「前条第6項」を「前条第8項」に改める。

(関市災害対策本部に関する条例の一部改正)

第2条 関市災害対策本部に関する条例（昭和37年関市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の関市防災会議に関する条例第3条第6項の規定にかかわらず、同項の委員のうちこの条例の施行の際現に関市防災会議の委員である者の任期は、平成25年3月31日までとする。